

医学管理  
診療情報提供料  
連携強化診療情報提供料  
2024年改定



アイネット・システムズ株式会社

# 診療情報提供料（Ⅰ）250点

- ・当該患者の居住地を管轄する市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者等
- ・保険薬局
- ・障害福祉サービスを行う施設又は福祉ホーム
- ・介護老人保健施設又は介護医療院
- ・認知症に関する専門の保険医療機関等
- ・当該患者が通園又は通学する保育所又は学校（大学を除く。）等

## 【診療情報提供料（Ⅰ）紹介先】

- ① 患者の同意を得たうえで、診療状況を示す文書を添え、別の医療機関や市町村、施設等に患者を紹介（診療情報を提供）した場合に、**紹介先・情報提供先ごとに患者1人につき月1回算定**。  
→紹介元への単なる返書については算定不可。
- ② 紹介先・情報提供先を特定せず文書のみを交付しただけの場合、紹介先・情報提供先が特別の関係等にある場合は算定不可。

## 【診療情報提供料（Ⅰ）加算】

加算	紹介先	点数	備考
ハイリスク妊婦紹介加算 ハイリスク妊産婦共同管理（Ⅰ）届出保険医療機関	ハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅰ）届出保険医療機関	200点 妊娠中1回のみ	検査結果、画像診断に係る画像情報その他の必要な情報を添付
認知症専門医療機関紹介加算	認知症専門医療機関	100点	認知症の疑いのある患者について専門医療機関での鑑別診断等の必要を認め、診療状況を示す文書を添付
認知症専門医療機関連携加算	認知症専門医療機関 (基幹型・地域型認知症疾患医療センター)	50点	認知症と診断された患者について症状が増悪した場合、診療状況を示す文書を添付

## 【診療情報提供料（Ⅰ）加算】

加算	紹介先	点数	備考
精神科医連携加算 精神科以外の診療科を標榜する保険医療機関	精神科を標榜する別の保険医療機関	200点	うつ病等の精神障害の疑いによりその診断治療等の必要性を認め、予約を行った上で患者の紹介を行った場合
肝炎インターフェロン治療連携加算	肝疾患に関する専門医療機関	50点	長期継続的にインターフェロン治療が必要な肝炎の患者で治療計画に基づく診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合
歯科医療機関連携加算 1 歯科を標榜していない医療機関	歯科を標榜する他の保険医療機関	100点	患者の口腔機能の管理の必要性を認めた場合、診療情報を示す文書を添えて、紹介を行った場合
歯科医療機関連携加算 2 歯科を標榜していない医療機関	歯科を標榜する他の保険医療機関	100点	周術期等における口腔機能管理の必要性を認め、受診する日の予約を行った上で紹介を行った場合
療養情報提供加算	他の保険医療機関 介護老人保健施設 介護医療院	50点	当該患者に対して定期的に訪問看護を行っている訪問看護ステーションから得た療養に係る情報を添付して紹介を行った場合
検査・画像情報提供加算 □	他の保険医療機関	30点	検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容等の診療記録のうち主要なものについて、他の保険医療機関に対し、電子的方法により閲覧可能な形式で提供した場合又は電子的に送受される診療情報提供書に添付した場合

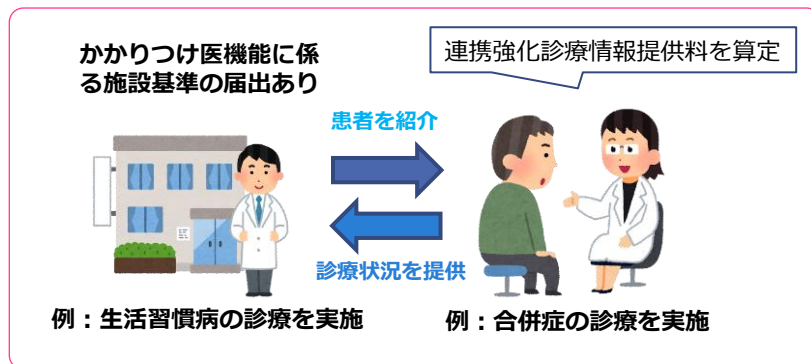
# 連携強化診療情報提供料 150点

## 【算定要件】

他の保険医療機関から紹介された患者について、他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき月1回に限り算定

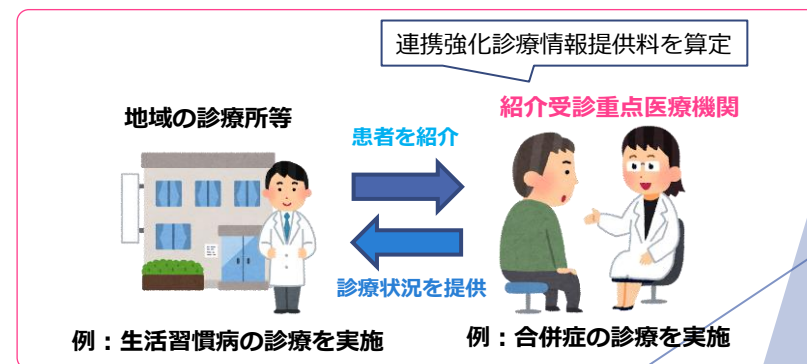
## 【算定パターン】

① かかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている医療機関から紹介された患者



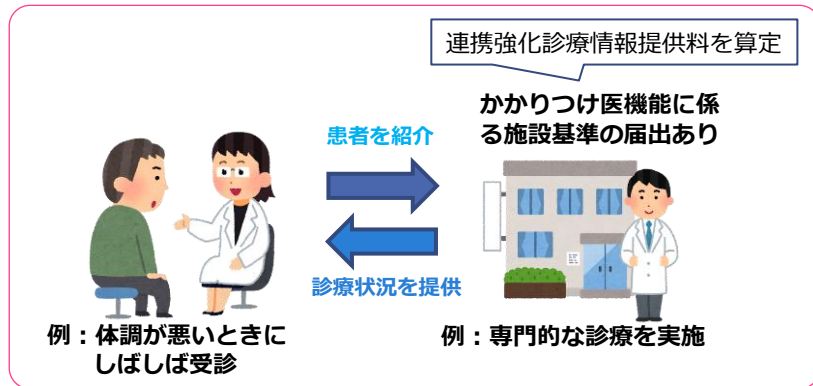
月に1回算定

② 200床未満の病院又は診療所から紹介受診重点医療機関へ紹介された患者



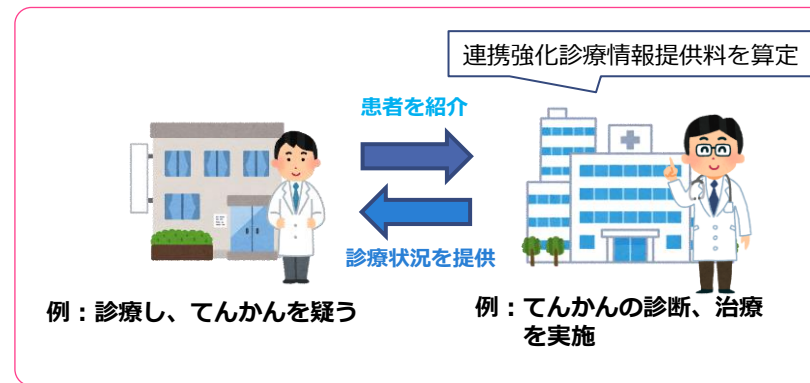
月に1回算定

③かかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている医療機関に紹介された患者



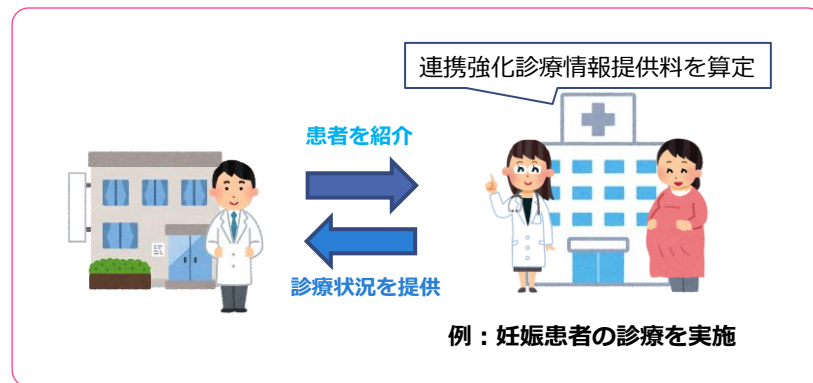
月に1回算定

④難病診療連携拠点病院・難病診療分野別拠点病院・てんかん支援拠点病院へ紹介された指定難病の患者又はてんかんの患者（疑われる患者を含む）



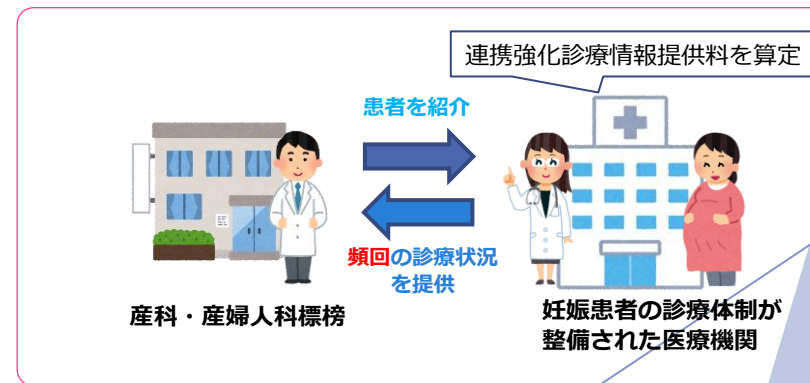
月に1回算定

⑤妊娠患者を紹介された場合



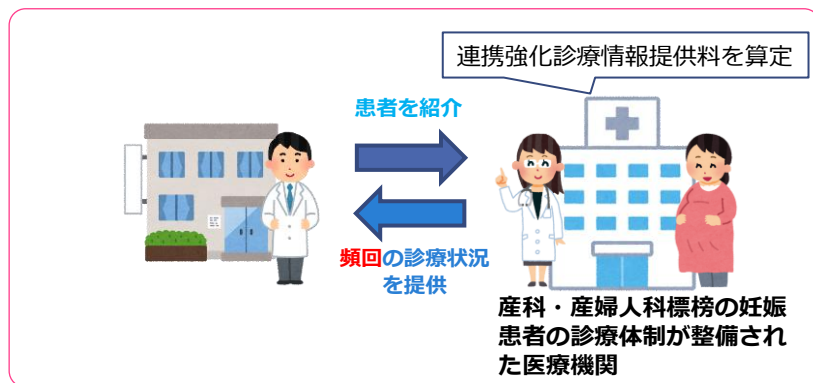
3月に1回算定

⑥妊娠患者の診療体制が整備された医療機関で、産科・産婦人科標榜医療機関から紹介された妊娠患者



月に1回算定

⑦産科・産婦人科標榜医療機関で、他の医療機関から紹介された妊娠患者



月に1回算定